

2020年7月13日
第一生命保険株式会社

**「令和2年7月豪雨」による災害にかかる
災害救助法適用地域等のお客さまに対する特別お取扱いについて**

この度の災害により被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

第一生命保険株式会社(社長 稲垣 精二)は、「令和2年7月豪雨」における災害救助法適用地域(※1)のお客さまを対象に下記の特別お取扱いを実施いたします。

(※1)対象地域は内閣府 HP「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

記

1. 保険料のお払込み等について

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害による影響によりお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長させていただきます。

2. 保険金・給付金・契約者貸付等の簡易迅速なお支払いについて

お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱いをさせていただきます。

3. 必要な入院治療を受けられなかった場合の特別お取扱いについて

この度の災害では、本来入院による治療が必要であったにもかかわらず、病院または診療所にご入院できないケースが想定されることを踏まえ、入院給付金のお支払いについて次のとおりお取扱いいたします。

(1) ご入院を直ちに出来なかった場合

この度の災害により、入院治療が必要なけがをされたものの、被災地等の事情により直ちにご入院することが出来ず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申出をいただくことにより、けがをされた日からご入院を開始したものとして入院給付金をお支払いいたします。

(2) ご退院が当初の予定より早まった場合

引き続き入院治療が必要であったものの、病院等の事情により、ご退院が当初の予定より早まり、その後は臨時施設(病院と同等に見なせる施設)等で医師により入院と同等の治療を受けた、または医師の指示により自宅療養された場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(3) ご入院出来なかった場合

入院治療が必要であったにもかかわらず、病院等の事情によりご入院出来ず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合は、本来必要な入院期間についての医師の証明書等をご提出いただくことで当該期間についてご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

以上

【お客さまからのお問い合わせ先】

第一生命コンタクトセンター 0120-157-157

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)